

租税法 第1回 上級答練 講評

【出題論点】

第1問

問題1	理論問題
問題2	理論問題

第2問

問題1	法人税法の総合問題
問題2	所得税法の総合問題
問題3	消費税法の総合問題

【平均点, 最高点, 合格点】

	第1問	第2問	合計
平均素点	20.1点	27.5点	47.6点
最高素点	39点	48点	81点
最高得点率	29.9点	46.0点	71.2点
合格素点	20点	25点	45点
合格得点率	24.9点	23.4点	48.3点

※ 上記合格素点（第一問：20点，第二問：25点，合計点45点）は、現時点における合格点を示している。仮に本問が論文式試験で出題された場合、合格素点は50点程度（第一問：23点，第二問：27点）になると予想される。

【総評】

上級答練からは理論を合わせての出題となり、本試験と同様の2時間での答練となっている。答練の解説でも述べたが、租税法では時間配分が重要である。本問のボリュームに圧倒された受験生も少なくないと思うが、本試験は本問よりも出題ボリュームは多く、通常の合格レベルの受験生では2時間で解き切れないのが普通である。そのため、理論問題、計算問題（法人税、所得税、消費税）の配点バランスを鑑みて、各自の解きやすいやり方を身に着けると良いであろう。

【各問題の講評】

第1問

<サンプル答案（水道橋校20部）の正答率及び重要度>

解答箇所	平均点	重要度
問題1		
問1 グループ法人税制（5点）	2.75	A
問2 ストック・オプション（5点）	2.9	B
問3 吸収合併（5点）	2.25	A
問4 所得税の非課税（5点）	2.55	A

解答箇所	平均点	重要度
問題2		
① 有価証券の譲渡（4点）	2.75	A
② 有価証券の評価（4点）	2.65	B
③ 消費税の課税（4点）	2.7	A
④ 所得税の課税（4点）	1.8	A
⑤ 雑損控除（4点）	1.25	B

※ 重要度は本試験での出題可能性に基づくため、問題の難易度とは異なる。正答率とは必ずしも一致しない点に留意してほしい。

<理論－一般的事項>

全体的に条文の指摘が甘くなってしまっていた。初回の答練であるため、結論がわかっているように条文に当てはめられないということを痛感してもらえれば十分である。理論対策テキストでインプットしながら、今後の答練で経験値を積んでいけばよい。

<問題1 問2>

ストック・オプションに関する条文で第54条の2まで辿り着いたものの、第1項ではなく第2項を指摘している答案が散見された。第1項は権利行使前などに給与等課税事由が生じていない時には課税関係が生じないという条文であり、第2項は権利行使時などに給与等課税事由が生じないことが確定した時点で損金不算入にするという条文である。本問では、権利確定前の費用についてどのように取り扱うか、が問われているため、第54条の2第1項を根拠条文として、損金不算入となる。

<問題2 ④>

正答率が悪かった問題であり、○×の結論を間違えている答案が多かった。また、答案構成としては「①居住者である → ②すべての所得に課税される → ③払戻金に課税される」というロジックを取る必要があるが、②の部分抜かしている答案も多かった。②を抜かしてしまうと、「①居住者である → ③払戻金に課税される」というロジックになり、居住者に対する取扱いが答案に示されていないことから、「居住者であるから全所得に課税される」ということを暗黙の了解とした答案となってしまう。これでは、必要十分な答案とは言えない。自分にとって当たり前のことを文章にすることは非常に難しいが、なるべく論理が飛躍しないように意識して答案を作成してほしい。

第2問**問題1 問1 法人税法の総合問題**

<サンプル答案（水道橋校20部）の正答率及び重要度>

解答箇所	正答率	重要度
I 課税所得の計算		
(租税公課等について)		
(1)に関する調整	85%	A
(2)に関する調整	85%	A
(3)に関する調整	85%	A
(4)に関する調整	85%	A
(5)に関する調整	85%	A
(6)に関する調整	90%	A
(減価償却資産等について)		
建物A	85%	A
構築物B	50%	A
機械装置C・機械装置D	55%	A
営業権E	100%	A
借地権F	5%	C
(2)に関する調整	50%	A
(完全子会社との取引について)		
有価証券の譲渡	40%	A
完全子会社からの配当等	35%	A
完全子会社からの配当等に係る源泉税	45%	A

解答箇所	正答率	重要度
(引当金について)		
貸倒引当金	60%	B
退職給付引当金	35%	C
(交際費等について)		
(1)について	30%	A
(2)について	85%	A
(3)について	25%	A
(4)について	95%	A
(役員給与等について)		
(1)について	90%	A
(2)について	85%	A
(3)について	55%	A
(有価証券について)		
L社株式について	80%	B
M社社債について	45%	B
II 期末利益積立金額及び期末資本金等の額の計算の一部		
資本金等の額（みなし配当に関するもの）	20%	C
自己株式（純資産の部にマイナス表示されたもの）	15%	C

問題1 **問2** 法人税法の修正申告

<サンプル答案（水道橋校 20 部）の正答率及び重要度>

解答箇所	正答率	重要度
売上等の計上もれについて	15%	B
福利厚生費の給与認定について	20%	B
資本的支出の認定	5%	B
修正申告に伴う納付税額について	45%	B

<法人税法－全般的事項>

上級答練からはいわゆるC論点も出題しているが、優秀な答案とそうでない答案の差は、C論点のできではなく、いわゆるA論点のできで差がついているように思えた。特に、問1の租税公課、減価償却、役員給与等で失点しないことが重要である。また、問2で出題した修正申告は本試験でも2016年、2017年で立て続けに出題されている論点であるため、初見でできないのは仕方ないが、復習時には考え方を正確に理解しておいてほしい。

問題2 **問1** 所得税法の総合問題

<サンプル答案（水道橋校 20 部）の正答率及び重要度>

解答箇所	正答率	重要度
1. 各種所得の金額の計算		
配当所得の計算		
② 申告分離課税される配当所得	75%	A
事業所得の計算		
総収入金額	5%	A
必要経費	45%	B
事業所得の金額	5%	B
譲渡所得の計算		
① 総合課税とされる譲渡所得	50%	A
② 分離課税とされる譲渡所得	70%	A

解答箇所	正答率	重要度
2. 課税標準の計算（一部）		
総所得金額	0%	C
その他の分離課税とされる所得	40%	A
3. 所得控除額の計算		
寄附金控除	85%	A
配偶者控除及び配偶者特別控除	75%	A
扶養控除	55%	A

問題2 **問2** 配当控除の計算

<サンプル答案（水道橋校 20 部）の正答率及び重要度>

解答箇所	正答率	重要度
2. 算出税額	30%	A
3. 配当控除額	30%	A
4. 復興特別所得税額	10%	B

<所得税法－全般的事項>

問2は**問1**に比べ、平易な問題であったが正答率が低かった。おそらく時間が足りなかったからかと思うが、**問2**の2. 算出税額は間違えてはいけない問題であり、問題にざっと目を通すことができれば容易に解答できる箇所だと判断可能なはずである。このような問題の失点を防ぐためにも、時間配分をしっかりと行う必要がある。今後の答練では、このような「取らなければならない問題を見落とす」ということが無いように、解き方に工夫をしてほしい。

問題3 消費税法の総合問題

<サンプル答案（水道橋校 20 部）の正答率及び重要度>

解答箇所	正答率	重要度
問1 課税売上割合の計算		
(1) 課税売上額（(2), (3)の金額は含まない）	35%	B
(2) 免税売上額（(3)の金額は含まない）	75%	A
(3) 非課税資産の輸出等の金額	100%	A
(4) 非課税売上額	15%	B
(5) 課税売上割合の計算式の分子の額	25%	B
(6) 課税売上割合の計算式の分母の額	10%	B
問2 課税仕入れ等に係る消費税額の計算		
(1) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち、 課税資産の譲渡等にものみ要するもの	10%	B
(2) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち、 課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡にものみ要するもの	55%	A
(3) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち、 課税資産の譲渡等と課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に共 通して要するもの	20%	B
問3 課税標準額に対する消費税額	25%	B
問4 納付すべき消費税額の計算		
(1) 控除対象仕入税額（個別対応方式による）	20%	B
(2) 売上げの対価の返還に係る税額	85%	A
(3) 貸倒れに係る税額	70%	A
(4) 中間納付額（前課税期間の実績による）	35%	B

<消費税法－全般的事項>

全体的に難易度が高い問題であった。そのため、集計を行わなくても解答が可能な個所を優先的に解答してほしかった。具体的には問1の「免税売上額」「非課税資産の輸出等の金額」問2の「売上げ対価の返還に係る税額」「貸倒れに係る税額」「中間納付額」は問題の難易度に関わらず正答できる箇所である。